

平成 29 年 8 月 4 日

各 位

株式会社 南日本銀行

キャッシュカードによるATMでのお振り込みの一部利用制限について (還付金詐欺・振り込め詐欺被害防止)

株式会社南日本銀行（頭取 森 俊英）は、全国で多発している高齢者に対する還付金詐欺・振り込め詐欺の被害防止を目的として、一部のお客さまを対象に、キャッシュカードによるATMでのお振り込みを制限させていただきますのでお知らせいたします。

お客さまの大切なご預金をお守りするための対応であり、対象となるお客さまにはご不便をおかけすることとなりますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 利用制限の内容

対象となるお客さまの当行キャッシュカードによるATMでのお振り込みについて、一日あたりの上限金額を1口座10万円未満（振込手数料含む）とさせていただきます。

なお、キャッシュカードによる「お預け入れ」「お引出し」は従来どおり、ご利用いただけます。

2. 対象となるお客さま

以下の3つの項目の全てに該当するお客さまを対象とさせていただきます。

- ①70歳以上のお客さま
- ②当行キャッシュカードによるお振り込みを、過去2年間ご利用されていない普通預金口座
- ③月末時点での支払可能残高が10万円以上の預金口座

※支払可能残高とは、総合口座通帳による貸越を含めたお引出しができる残高です。

3. 利用制限の開始時期

平成29年8月7日（月）～平成29年8月15日（火）

※対象口座について、順次、制限を設定しますので、お客さまによって開始時期が異なります。

4. その他

対象となるお客さまで利用制限の解除を希望される場合は、当行の本支店窓口にお申し出ください。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

南日本銀行 営業統括部

TEL：0120-373-573